

## 第2回 水源地域保全条例（仮称）検討有識者会議 議事録

- 1 開催日時 令和3(2021)年9月16日(木) 10:00～11:15
- 2 開催場所 オンライン会議（栃木県庁では本館9階会議室3）
- 3 委員数 5名
- 4 出席者の氏名  
〔出席委員〕  
稲葉 光二、江連 比出市、大久保 達弘、畑中 祥子、渡邊 和明 以上5名  
  
〔県〕  
環境森林部長 鈴木 英樹、環境森林部次長兼環境森林政策課長 渡辺 順一、  
環境森林部次長 佐橋 正美、森林整備課長 佐藤 健之  
  
〔事務局：森林整備課〕  
森林整備課長補佐（総括） 監物 伸隆 ほかに4名
- 5 議題
  - (1) 水源地域の森林の保全に関する基本的理念等
  - (2) 水源地域の森林の保全のための効果的な方策

## 6 議事の概要

- ・ 開会
- ・ 鈴木環境森林部長から挨拶
  - ◇ 7月19日に開催した第1回会議では、条例制定検討の趣旨を説明し、「水源地域の森林の保全に関する基本的理念等」及び「水源地域の森林の保全のための効果的な方策」について活発な御議論をいただいた。
  - ◇ 本日の第2回会議では、前回確認が必要とされた事項等について事務局において調査した結果を報告させていただいた上で、座長において取りまとめていただいた当会議の提言骨子（案）について御議論をお願いします。
  - ◇ 委員の皆様には、それぞれの専門分野の見地から、忌憚のない御意見、御助言を賜るようあらためてお願いします。

### [議事・1]

1 水源地域の森林の保全に関する基本的理念等 (1) 水源地域の森林の保全に関する基本的理念について
---

#### 【大久保座長】

- ▶ 本日の第2回会議は、前回の第1回会議における議論を踏まえ、有識者会議としての提言の骨子の案を作成したので、これについて御議論をお願いします。
- ▶ なお、前回の会議では、概ね方向性の一致が見られた事項のほか、他県の状況を確認した上で改めて議論が必要とされた事項などもあった。
- ▶ 確認が必要とされた事項については、事務局で調査しているので、報告も含めて御議論をお願いします。
- ▶ それでは、検討事項の1番目、「水源地域の森林の保全に関する基本的理念等」についての検討に入る。
- ▶ まず、「基本的理念」について、事務局から御説明をお願いします。

(事務局から、資料1及び2により、「基本的理念」に関する調査結果及び提言骨子案について説明。)

#### 【大久保座長】

- ▶ 事務局の説明について、委員の皆様から御意見を伺いたい。

#### 【江連委員】

- ▶ 「栃木県らしさ」の中で、「水のふるさとともいえる栃木県の森林は、地域のつながりの中で守られ、たゆみない努力を重ねて創り上げてきたものである」という表現を入れていただいたことについて、ありがたい。

#### 【稲葉委員】

- ▶ 「栃木県らしさ」の中で、「産業の発展の基礎」、「ものづくり県」というワードを入れていただきありがたく思っている。

**【渡邊委員】**

- ▶ 「栃木県らしさ」について私からも提案した。栃木県の特徴として、県民の水資源というだけでなく、関東平野の水の源という意味合いが出たので、この内容でいいと思う。

**【畑中委員】**

- ▶ すばらしいキーワードを提案していただいたと思う。
- ▶ お聞きしたいが、「栃木県らしさ」と「基本的理念」については、条例の中でどのように定めるのか。

**【大久保座長】**

- ▶ 今、御回答いただけるのであれば、事務局どうか。

**【事務局（森林整備課長）】**

- ▶ 構成をどうするのかというのはあるが、前文として、基本的理念の前に栃木県らしさが入ってくる。

**【大久保座長】**

- ▶ 私からも意見を述べさせていただく。
- ▶ 私からは、「首都圏の水がめ」、それに、栃木県は農業県であるので「大地を潤す水」といったキーワードを入れていただいた。
- ▶ 各委員の様々な思いが、それぞれの立場から盛り込まれていると思う。
- ▶ ここまでの各委員の意見に対し事務局から説明等はあるか。

**【事務局（森林整備課長）】**

- ▶ いただいた御意見を前文に入れるようにしたい。

**【大久保座長】**

- ▶ 「基本的理念」についての御意見等は、以上でよろしいか。
- ▶ 「基本的理念」については、この場でいただいた御意見を踏まえて、座長において第3回の会議に有識者会議提言案を準備することで、よろしいか。

(了承)

[議事・2]

- |                        |
|------------------------|
| 1 水源地域の森林の保全に関する基本的理念等 |
| (2) 県の責務について           |
| (3) 県民の責務について          |
| (4) 森林の所有者の責務について      |

**【大久保座長】**

- ▶ 続いて、「県の責務」、「県民の責務」「森林の所有者の責務」について検討を行う。
- ▶ 事務局から説明をお願いします。

(事務局から、資料1及び2により、「県の責務」「県民の責務」「森林所有者の責務」に関する調査結果及び提言骨子案について説明。)

**【大久保座長】**

- ▶ 事務局の説明について、委員の皆様から御意見を伺いたい。

**【江連委員】**

- ▶ 「森林所有者の責務」について、「協力するよう努めなければならない」という表現は、強制されているような気がする。
- ▶ 「県の責務」は「〇〇するものとする」との言い回し、「県民の責務」と「森林所有者の責務」は「〇〇しなければならない」との文言が入っている。この点について、意識して書き分けているのか。

**【大久保座長】**

- ▶ 事務局からどうか。

**【事務局（森林整備課長）】**

- ▶ 提言骨子案では、全国の水源地域保全条例に合わせた表現としている。
- ▶ 責務については、訓示規定的な性格が強い。強めの表現になることもあると思う。
- ▶ 実際の条例の文言については、どのような表現が妥当か、県の法規担当と調整しながら決めていきたい。

**【大久保座長】**

- ▶ 他県の条例では同じような表現になっているのか。

**【事務局】**

- ▶ 全国の水源地域保全条例の書きぶりを見たところ、概ね「県の責務」については「〇〇するものとする」、「県民・森林所有者の責務」については「〇〇しなければならない」という表現になっていたため、今回それに合わせて作らせていただいた。
- ▶ 栃木県には栃木県の条例の書きぶりというものがあるかと思う。本県の条例審査において、県の法規担当と調整していく。

**【大久保座長】**

- ▶ 畑中委員から手が挙がっているが、この件に関してか。

**【畑中委員】**

- ▶ 法律学の立場から少し補足をしたい。
- ▶ 法的に考えると、県の責務の「〇〇するものとする」というのは、明確な義務と解釈される。
- ▶ それに対して、県民や所有者の責務の「〇〇するよう努めなければならない」というのは、いわゆる努力義務規定と言って、明確な義務ではなく、そのように努力しましょうという程度の文言と、法的には考える。

- ▶ 「努めなければならない」という表現に驚くかも知れないが、法的には特に問題ないか  
と考える。

【大久保座長】

- ▶ そうなると、意味を崩さずに表現を変えるというような、他の言い回しもあるのか。

【畑中委員】

- ▶ 「努めなければならない」を「努めるものとする」くらいの言い回しに変えるのはいい  
かと思う。

【大久保座長】

- ▶ 江連委員よろしいか。
- ▶ 事務局では、今の委員からの御意見を踏まえて最終調整していただければと思う。
- ▶ 稲葉委員いかがか。

【稲葉委員】

- ▶ 「県の責務」の中に「関係事業者と連携し」とあるが、関係事業者には商工業者を含ん  
でいるとの考えでいいか。
- ▶ 農業用水、飲料水に次いで工業用水も相当な量になる。商工業者も協働したいと考えて  
いる。

【大久保座長】

- ▶ この点に関して事務局からお願いします。

【事務局（森林整備課長）】

- ▶ 「関係事業者と連携し」の「関係事業者」には、商工業関係の事業者も含んでいると考  
えている。
- ▶ 商工業者も水をたくさん使うということは十分認識しておられるので、連携してやっ  
ていければありがたい。
- ▶ なお、この水源地域保全条例を施行するに当たり、商工業者の方にも周知のお手伝いを  
いただければと考える。

【大久保座長】

- ▶ 稲葉委員よろしいか。
- ▶ 続いて渡邊委員。

【渡邊委員】

- ▶ 地方分権改革の趣旨に沿った形で、市町村に対して具体的に義務付けしないというのは  
理解した。
- ▶ 県の責務には「市町村、関係事業者及び森林所有者と連携」、「市町村が実施する施策  
に対して連携協力する」、「市町村に対して必要な協力を求める」とあるが、「市町村に  
対する情報の提供をする」とか「助言をする」とか、県のやることをもう少し具体的に明  
示していただいた方が、市町村としてはありがたい。

【大久保座長】

- ▶ この点に関して事務局から願います。

【事務局（森林整備課長）】

- ▶ 渡邊委員からの「県の責務を具体的に記載すべき」という御指摘については、文言を追加していきたいと考える。

【大久保座長】

- ▶ 続いて畑中委員。

【畑中委員】

- ▶ 私も渡邊委員から指摘された点が気になった。
- ▶ 県と市町村の連携をどのように行うのかについて気になったので、御対応いただければ。

【大久保座長】

- ▶ 私からの意見は特にはないが、先ほどの江連委員からの指摘について、いろいろな御意見の方がおられると思うので、その辺りを御検討いただきたい。
- ▶ ここまでの各委員の意見に対し事務局からコメントはあるか。

【事務局（森林整備課長）】

- ▶ ございません。

【大久保座長】

- ▶ 「県民等の責務」についての御意見等は、以上でよろしいか。
- ▶ 「県民等の責務」については、この場でいただいた御意見を踏まえて、座長において第3回の会議に有識者会議提言案を準備することで、よろしいか。

(了承)

[議事・3]

2 水源地域の森林の保全のための効果的な方策 (1) 保全の対象とすべき森林について
---

【大久保座長】

- ▶ 次に、議題2(1)「保全の対象とすべき森林」について検討を行う。
- ▶ 事務局から説明をお願いします。

(事務局から、資料1及び2により、「保全の対象とすべき森林」に関する調査結果及び提言骨子案について説明。)

【大久保座長】

- ▶ 事務局の説明について、委員の皆様から御意見を伺いたい。

**【江連委員】**

- ▶ 適正な土地利用の確保を図るということで、いいと思う。

**【稲葉委員】**

- ▶ 適正な土地利用の確保を図るということで、いいと思う。
- ▶ 区域は、一目で分かるようにした方がいいと思う。

**【渡邊委員】**

- ▶ 既に制定されている他の都道府県の条例を見てもいろいろ表現はあるようだが、ここに示された「適正な土地利用を確保する」というのは、目的が明確であり、この表現でいいと思う。

**【畑中委員】**

- ▶ 気になったのは、「確保することが必要と認められる森林」というのは、現に5条森林である土地ということか。

**【大久保座長】**

- ▶ 私からの意見を。
- ▶ 具体的に森林所有者がイメージできるような、例えば「保安林の区域」とか、具体的に教えていただきながら、回答してほしい。

**【事務局（森林整備課長）】**

- ▶ 稲葉委員御指摘の「対象区域が一目で分かるように」という点については、届出対象区域について、今後、告示として大字単位で指定していくことになる。
- ▶ 条例の届出制度の対象となる森林について、実際の運用では、県で管理しているオープンサイトの地図データ「とちもりマップ」上で対象地域が分かるようにしたい。
- ▶ 畑中委員御指摘の「確保することが必要と認められる森林」については、現に5条森林になっている森林のうち、保安林になっている森林や、それ以外で水源涵養機能の高い森林に対して今回の事前届出制度の対象として指定していくということになる。
- ▶ 大久保座長御指摘の「具体的なイメージ」としては、申し上げたような、保安林や、それ以外で水源涵養機能の高い森林ということになる。

**【大久保座長】**

- ▶ 「保全の対象とすべき森林」についての御意見等は、以上でよろしいか。
- ▶ 「保全の対象とすべき森林」については、この場でいただいた御意見を踏まえて、座長において第3回の会議に有識者会議提言案を準備することで、よろしいか。

(了承)

[議事・4]

2 水源地域の森林の保全のための効果的な方策  
(2) 具体的な方策について

【大久保座長】

- ▶ 次に、議題2(2)「具体的な方策」について、検討を行う。
- ▶ 事務局から説明をお願いする

(事務局から、資料1及び2により、「具体的な方策」に関する調査結果及び提言骨子案について説明。)

【大久保座長】

- ▶ 事務局の説明について、委員の皆様から御意見を伺いたい。

【江連委員】

- ▶ 届出義務に違反をすることがあってはならない。罰則の規定については、意図的に届出を逃れようとする者に対する抑止策として必要であることは承知した。
- ▶ 森林所有者に対しては、よく説明する必要がある。事前届出制度ができたことを周知しないと、届出が漏れてしまう方もあると思う。県は、事前届出制度ができたこと、地域指定がされたことについて周知に努められることを要望する。

【稲葉委員】

- ▶ 第1回の会議でも申し上げたとおり、罰則の規定は、近年制定された全国の条例で多く導入されているので、導入すべきと考える。
- ▶ 届出があった土地の利用に関して、届出者に助言することは、水源地域の荒廃につながるような、各種法令の規制に違反しないようにするために必要だと考える。
- ▶ 県の助言によって売り主から法令の規制について情報が得られるのは、買い主にとってもメリットがあることではないかと思う。

【渡邊委員】

- ▶ 届出だけがあって助言がなければ実効性は保てない。適正な土地利用を確保するためにも、助言は絶対に必要だと思う。
- ▶ 届出制度の実効性を担保するため、過料は違反の抑止のために必要と考えるが、全国の条例制定県で実際に過料を課した事例があるか、事務局で把握しているのであれば教えてほしい。

【畑中委員】

- ▶ 助言に関して聞きたい。「届出があった土地の利用に関し、当該土地の存する市町村に意見を求め、当該意見を勘案して届出者に助言する」とあるが、先ほど確認したように、5条森林に関しての土地利用の届出に対する助言と考えると、市町村の意見というより県が行うべきではないのか。

【大久保座長】



- ▶ 私からの意見を。
- ▶ 「地元の意見」については、その土地だけではなく、その流域も関係してくる事例が出てくると考えるので、提案させていただいた。畑中委員の御意見もあるので、その点についても含めて、委員の意見について事務局から回答いただきたい。

**【事務局（森林整備課長）】**

- ▶ 江連委員から御指摘のあった周知については、時間をかけて丁寧に周知を行いたい。
- ▶ 畑中委員から御指摘のあった、市町村の意見について。県から助言をするのは、その森林に関して法で定められた規制であり、その他に、市町村には、地域でその森林をどのように活用しているのかという情報があるので、そのような情報を吸い上げ、併せて助言していくということを考えている。最終的には、市町村からいただいた情報について、県から届出者に助言する形になる。

**【事務局】**

- ▶ 渡邊委員から質問があった過料の適用状況については、参考資料 2 (1) の 4 ページを参照いただきたい。
- ▶ 過料を導入している府県において、水源地域保全条例に基づいて実際に過料を賦課した事例は、今回調査した限りでは 1 件も確認できなかった。
- ▶ また、過料導入の有無にかかわらず、水源地域保全条例に基づいて、違反事案に対し勧告、公表に至った事例も 1 件も確認できなかった。

**【大久保座長】**

- ▶ 事務局からの回答について、御意見はあるか。

**【畑中委員】**

- ▶ 確認だが、助言の規定を置いている茨城県と埼玉県は、知事が助言をするという規定になっているが、栃木県がこれから作る条例では、「知事が市町村長の意見を聞いて助言する」という規定にするのか。

**【大久保座長】**

- ▶ 事務局からお願いします。

**【事務局（森林整備課長）】**

- ▶ 助言については、知事がする形になる。助言の内容については、先ほども申し上げたとおり、法律に基づく事項に関する助言と、併せて市町村から聞き取った地域の実情に関する事項について、知事から助言することとなる。

**【畑中委員】**

- ▶ 条文に「市町村」という文言は現れないということになるか。

**【事務局（森林整備課長）】**

- ▶ 市町村の意見を聞いて助言するという文言を条例に入れることになる。

【畑中委員】

- ▶ それは、茨城県、埼玉県にはない、栃木県独自の条文ということになるのか。

【事務局】

- ▶ 群馬県の条例では、「知事は、届出があったときは、市町村にその届出の内容を通知する。知事は、必要があると認めるときは、当該市町村の長に意見を求めることができる。知事は、所有者等に対して助言をする場合において、市町村の意見が提出されているときは、その意見を勘案してこれをするものとする。」という規定がある。
- ▶ 茨城県の条例でも、「知事は、必要があると認めるときは、届出に係る土地の利用に関し、関係市町村の長に意見を求めることができる。」という規定がある。
- ▶ 埼玉県では、条例上の規定はないが、内規で必ず市町村の意見を聞くことにしていると聞いている。

【畑中委員】

- ▶ 他県もそういう規定になっているというのは分かった。

【大久保座長】

- ▶ 「具体的な方策」についての御意見等は、以上でよろしいか。
- ▶ 「具体的な方策」については、この場でいただいた御意見を踏まえて、座長において第3回の会議に有識者会議提言案を準備することで、よろしいか。

(了承)

【大久保座長】

- ▶ ここまでの議論の全体をとおして、委員から御発言はあるか。

【江連委員】

- ▶ 皆さんの御意見をいただいた上で、よりよい条例を作っていただけると確信している。
- ▶ 5条森林には平地林も含まれており、「水源地域として適正な土地利用の確保が必要な森林」に該当するものとそうでないものがある。森林所有者に対して、その点についてもよく説明してほしい。

【稲葉委員】

- ▶ 条例制定府県においても、過料の適用事例がないということだったが、これは大いなる抑止力となったのではないか。効果が相当あったということで、是非進めてほしい。

【渡邊委員】

- ▶ 届出指導がなされたことにより、全国でも罰則の適用がなかったことと思うし、罰則制度には非常に意味があることと思う。
- ▶ 条例を作ったからには、これを県民に広く周知していただき、みんなで水源地域を守るという気運醸成を是非図っていただきたい。

【畑中委員】

- ▶ この条例が作られた暁には、実効性のあるものとなるように、しっかりと周知を図っていただきたい。

【大久保座長】

- ▶ 私からも、他の委員から出たように、一般県民は5条森林という言葉も分かっていないと思うので、条例施行の際には、是非周知していただければと思う。
- ▶ ここで言い尽くせなかったことや、特に追加すべきことがあれば、後ほどメール等で提出いただきたい。それも踏まえて次回にお示しする提言案に反映したい。
- ▶ 以上をもって、第2回水源地域保全条例（仮称）検討有識者会議の議事を終了する。
- ▶ 進行を事務局にお返しする。

・ 渡辺環境森林部次長兼環境森林政策課長から挨拶

- ◇ 大久保座長をはじめ、委員の皆様には、貴重な御意見や御助言等を賜り、誠にありがとうございました。
- ◇ 本日の御議論を踏まえ、次回第3回会議においては、大久保座長に最終の提言の取りまとめをお願いしたい
- ◇ 今後とも、本県の水源地域保全に対し、委員の皆様からの御指導、御協力を賜るようお願い申し上げます。

・ 閉会

(11時15分終了)